

第 132 号

発行所 富士見市商工会
 富士見市羽沢3-23-15
 電話 049(251)7801
 発行者 関野 兼太郎
 URL <http://www.syokokai.or.jp/syokokai/fujimi/index.html>
 e-mail hujimi@syokokai.jp

富士見市 商工会報

商工業者の繁栄は商工会の利用から

——主な掲載記事——

- チャリティー市民ゴルフ大会を開催
- 税を考える週間
- 最低賃金が改定されました
- 経営革新計画承認制度のご案内
- 労働保険加入手続きのご案内
- 持続化補助金公募開始
- ふじみマーケットのご案内

◆ 地域経済に活力を ◆

第40回チャリティー市民ゴルフ大会を開催

去る9月27日（水）大宮カントリークラブに於きまして第40回チャリティー市民ゴルフ大会が170名の参加者を得て盛会裏に実施されました。

当日は天候に恵まれ、無事にスタートすることができました。今年度は18ホールストロークプレーで順位を決定する新リペア方式で競技を行い又、新型コロナウイルス感染症により中止していた表彰式及びパーティーを4年ぶりに開催いたしました。表彰式におきまして、不手際がありました事お詫び申し上げます。

優勝の栄冠は、グロス86、ネット69.2で大嶋たつ子様の頭上に輝きました。おめでとうございます。

また、ご協賛を頂いた方々、参加された方々に厚く御礼を申し上げます。

大変ありがとうございました!!



挨拶する関野大会長



優勝の大嶋たつ子様

| | 氏名 | グロス | ネット |
|-----|--------|-----|------|
| 優勝 | 大嶋 たつ子 | 86 | 69.2 |
| 準優勝 | 平田 健二 | 79 | 69.4 |
| 3位 | 新井 隆之 | 88 | 70.0 |



男性B G 「74」 齋藤茂様



女性B G 「79」 長根裕子様



島田実行委員長

税を考える週間

～税を考える週間とは～

国税庁では、国民の皆様にも租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っていますが、毎年11月11日～17日を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報広聴施策を実施しています。

「税を考える週間」の実施にあわせて、国税庁ホームページ内に「暮らしを支える税」をテーマとした特設ページを設けるほか、以下のような取り組みを行います。

1. 国税庁ホームページによる広報

- 国税庁の取組紹介
- 調査レポートや統計資料などの紹介・説明

2. SNSを利用した広報

- YouTubeの国税庁動画チャンネル等の各種情報を
ツイッターにより発信

3. 講演会の実施や関係民間団体等との連携

4. 社会保障・税番号制度の導入など国税庁の取り組みを紹介します



10月1日から埼玉県最低賃金が改定されました

1. 埼玉県最低賃金が『時間額1,028円』となります。
2. 効力発生日は令和5年10月1日（日）です。
3. 埼玉県最低賃金は、埼玉県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者（常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく）に適用されます。
4. 次の金額は、最低賃金に算入されません。
 - (1) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
 - (2) 所定時間外労働、所定休日労働及び深夜労働に対して支払われる手当
 - (3) 臨時に支払われる手当
 - (4) 賞与など1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

※埼玉県特定（産業別）最低賃金が適用される事業場で働く労働者には、金額の高い「埼玉県特定（産業別）最低賃金」以上の賃金を支払う必要があります。

詳しくは、埼玉県労働局労働基準部賃金室
（電話 048-600-6205）又は
最寄りの労働基準監督署へお尋ねください。



経営革新計画承認制度のご案内

経営革新計画承認制度とは、経営革新に関する計画（3～5年の期間を選択）を県に提出し、承認を受ける制度です。

承認を受けるためには①これから開始する新たな取り組みがあり、②その取り組みにより経営の相当程度の向上を図る計画になっていることが必要です。

承認を受けることで、有利な融資や補助金への道が開かれるなど、多くのメリットがあります。対象は創業後1年以上経過している中小企業、個人事業主の方。当会では毎年承認を受けるための支援を無料で実施しています。皆さんも経営革新に取り組んでみませんか。



| | |
|---------------|--|
| 対 象 | 本社登記が県内の特定事業者で、1年以上の事業実績がある企業(個人※)の皆様 ※個人の場合は県内に住所を有する方が対象です。 |
| 特定事業者の範囲 | 製造業等：500人以下 卸 売 業：400人以下 小 売 業：300人以下 サービス業（下記以外）：300人以下 ソフトウェア業・情報処理サービス業・旅館業：500人以下 |
| 経営革新計画承認までの流れ | 1. 相談 県の窓口やお近くの商工会議所・商工会の支援機関。 2. 計画作成 自社の現状・課題・外部環境などを分析して、新たな取り組みをまとめます。 3. 申請・承認 計画を完成させ、申請書を提出します。審査を経て、承認書が交付されます。 |

労働保険の加入手続きは 労働保険事務組合におまかせください!!

☆労働保険事務組合とは

- ・事業主が行うべき労働保険の事務処理について、厚生労働大臣の認可を受けた事業主等の団体です。

☆事務組合に委託した場合のメリット

- ・労働保険に関する各種書類の作成や手続きの手間が省けます。
 - ・労働保険に加入することができない事業主や家族従業員も、労災保険に特別加入することができます。
 - ・概算保険料の多少に関係なく、年3回に分けて納付ができます。
 - ・労働保険料の納付には、コンピューターシステムによる自動振替が利用できます。
- ※ただし、事務組合に委託する場合は、委託手数料が必要となります。

一人親方の皆様へ！～労災保険特別加入制度に加入しませんか～

富士見市商工会では、従業員を雇用せず、建設の事業を営んでいる事業主の方の為に、平成22年10月1日に労働局の認可を受け「富士見市建設一人親方組合」を設立しました。

※ただし、組合に加入する場合は、組合費（年9,000円）が必要となります。

第14回小規模事業者持続化補助金の公募が始まりました

◎小規模事業者持続化補助金とは？

小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更等に対応するために取り組む販路開拓等の取り組みの経費の一部を補助することにより、地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とします。本補助金事業は、持続的な経営に向けた経営計画に基づく、販路開拓等の取り組みや、その取り組みと併せて行う業務効率化（生産性向上）の取り組みを支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。申請には、商工会議所・商工会が発行する事業支援計画書（様式4）が必要となります。

◎対象者

小規模事業者

◎受付期間

受付締切 2023年12月12日（火）（郵送：締切日当日消印有効）

◎事業支援計画書（様式4）発行受付締切

2023年12月5日（火）

※事業支援計画書（様式4）の発行に時間を要する場合がありますので、余裕をもってお手続きいただきますようお願いいたします。

◎補助上限額

50万円（通常枠）200万円（賃金引上げ枠、卒業枠、後継者育成枠、創業枠）

※インボイス特例の要件を満たしている場合は、上記補助上限に50万円を上乗せ

◎補助率

補助対象経費の2/3 ※賃金引上げ枠のうち赤字事業者については3/4

◎補助対象経費

①機械装置等費、②広報費、③ウェブサイト関連費（インターネット広告・バナー広告などを含む）、④展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）、⑤旅費、⑥新商品開発費、⑦資料購入費、⑧雑役務費、⑨借料、⑩設備処分費、⑪委託・外注費

※③ウェブサイト関連費のみでの申請は不可

※ウェブサイト、システム開発等に関連するソフトウェアは、③ウェブサイト関連費に該当

ふじみマーケットを開催！

来る、11月23日（木・祝）午前10時より「キラリ☆ふじみ」北側駐車場にて今年度もふじみマーケットを開催します。ふじみマーケットは、農商工連携事業の一環として、富士見市の農産物・逸品や富士見市産の農産物を使用した食品を販売するイベントです。

詳細は、ホームページやチラシ等で随時お知らせいたします。

富士見市商工会青年部創部50周年記念事業 「ミュージック花火大会」を開催！

来る、11月23日（木・祝）午後7時より「富士見市文化の社公園」にて富士見市商工会青年部創部50周年記念事業ミュージック花火大会を開催します。仕掛け花火等約200発の打ち上げを予定しております。是非お越しいただきますようお願い致します。